

朝霞市条例第20号

朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、教職員等による性暴力等の防止及び事案発生時の対応における基本的な指針（以下「指針」という。）に関して協議するとともに、教職員等による性暴力等の防止等に関する指導又は助言を行うため、協議会を置く。

(定義)

第3条 この条例において「教職員等」とは、市内の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における法第2条第5項の教育職員等その他学校において児童生徒と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者をいう。

2 この条例において「性暴力等」とは、法第2条第3項の「児童生徒性暴力等」をいう。

3 この条例において「性暴力等の防止等」とは、法第2条第4項の「児童生徒性暴力等の防止等」をいう。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指針に関すること。
- (2) 教職員等による性暴力等の防止等に係る取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 臨床心理士又は公認心理師
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題専門委員会の項の次に次のように加える。

教職員等 による性 暴力等の 防止等に	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を 適用し、市 長等の例に より算出し	実費	2,400円	1万5,000円
------------------------------	----	----	--------	--------	----------------------------------	----	--------	----------

関する協 議会			
------------	--	--	--

た額				
----	--	--	--	--